

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年7月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 イオンタウン糸魚川

所在地 糸魚川市上刈六丁目439番地1 外

設置者 イオンタウン株式会社 他2者

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

（変更後）株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ 代表取締役 野村 弘 新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号 他3者

（変更後）株式会社北越ケーズ 代表取締役 今井 徳彦 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目9番25号 他3者

3 変更年月日

(1) 令和6年9月18日 他

(2) 令和6年9月18日 他

4 変更の理由

(1)、(2) 代表者及び住所等の変更のため

5 届出年月日

令和8年7月8日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、糸魚川市産業労働課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和8年7月24日から令和8年11月24日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp